

保証委託約款(有担保)/南日本保証センター

第1条(委託の範囲及び期間)

- 1.私(子ども)が貴社に保証委託する保証債務の範囲は表記金融機関(以下「金融機関」といいます。)の実施している融資制度による私(子ども)の金融機関からの借入金、利息、損害金その他一切のものを含みます。
- 2.貴社保証を得て融資を受けるについては、貴社及び金融機関との間に締結している約定書(契約書、差入書を含む)の各条項を遵守し、期日には元利金共に必ずお支払いいたします。
- 3.本委託契約の有効期限は私(子ども)と金融機関との間において締結した金銭消費貸借契約(以下「原契約」という)に基づく融資期間といたします。

第2条(保証人・担保)

- 1.本契約の債務者の委託を受けた連帯保証人は、債務者が貴社に対して負担する一切の債務につき連帯して、その履行をいたします。
- 2.連帯保証人は、本契約の締結に先立ち、民法第465条の6第1項及び第2項に従い、公正証書にて第1項の連帯保証債務を履行する意思を表示したことを確認いたします。
- 3.私(子ども)又は第三者が提供した抵当権その他一切の担保につき、私(子ども)又は担保提供者から申出のあるときは、連帯保証人の承諾を得ることなくして担保の返還、放棄、解除等、担保消滅に関する行為をなされても、連帯保証人においては、何等異議なく後日に至り、これを理由として自己の責任履行につき異議の申立は一切いたしません。
- 4.提供した担保は、私(子ども)及び連帯保証人が貴社に対して、負担する現在及び将来の一切の債務に共通するものとし、また貴社において、将来必要と認めて請求されたときは、直ちに別の担保を提供し、又は連帯保証人を立て、その他火災保険、生命保険の契約を要求されたときは、直ちに応諾し実行いたします。
- 5.私(子ども)及び連帯保証人は、貴社に差入れた担保につき、貴社において必ずしも法定の実行方法によらず適宜の方法によって、これを処分されても異議ありません。

第3条(代位弁済)

- 1.原契約に基づく債務の履行を遅滞したときはもちろん、履行期前といえども、貴社において任意に、かつ、私(子ども)及び連帯保証人に対して何らの通知なく、貴社と金融機関との間の保証契約にもとづいて保証債務の履行をされるとも、私(子ども)及び連帯保証人は共に何らの異議なく求償債務全額につき弁済を履行いたします。
- 2.私(子ども)及び連帯保証人は、貴社が弁済によって取得された権利を行使される場合には、私(子ども)が金融機関との間に締結した契約のほかに、なおこの契約の各条項を適用されても異議ありません。
- 3.私(子ども)及び連帯保証人は、貴社が金融機関に代位弁済した場合、金融機関が私どもに対して有していた一切の権利(抵当権含む)を貴社が承継または、譲受されることに異議ありません。
- 4.貴社による代位弁済後の債務者に対する履行請求は、他の債務者及び連帯保証人に対してもその効力を生じるものとします。
- 5.貴社による代位弁済後の連帯保証人に対する履行請求は、債務者及び他の連帯保証人に対してもその効力を生じるものとします。

第4条(求償権の範囲)

私(子ども)は、貴社が保証債務を履行されたときは、私(子ども)は貴社が金融機関に弁済した債務の元本、利息、遅延損害金およびこれに附随する一切の債務を遅延なく、支払います。この場合、元本、利息、遅延損害金及びこれに附随する一切の債務について保証履行日(貴社が原契約に基づく債務の支払期日前に債務の消滅行為をしたときは、原債務の支払期日)の翌日から完済日まで年14.6%の割合による損害金を貴社に弁済します(1年は365日の日割計算とする。)

第5条(求償権の事前行使)

- 1.私(子ども)及び連帯保証人が次の各号に該当したときは、第3条の代位弁済前といえども、保証会社は求償権を事前に行役できるものとします。
 - ①本契約の約旨及び金融機関との約定に違反し、又は金融機関に対する債務の履行を遅滞したとき及び支払いを停止したとき。
 - ②差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立てを受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到着したとき、民事再生、破産その他の裁判上の倒産手続の申立があったとき、又は清算の手続きに入ったとき、債務の整理・調整に関する申立があったとき。
 - ③公租公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押をうけたとき。
 - ④自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - ⑤電子債権記録機関の支払不能処分を受けたとき。
 - ⑥相続の開始があったとき。
 - ⑦担保物が罹災、その他著しく変形または滅失したとき。
 - ⑧貴社および金融機関に対する債務の一つでも期限に弁済せず、また取引約定の一つでも違反したとき。

- ⑨貴社に対する住所変更の届出を怠る等、私(子ども)の責に帰すべき事由によって、貴社において私(子ども)の所在が不明になったとき。
 - ⑩前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 2.私(子ども)は貴社が前項により求償権を事前に行役する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張いたしません。担保がある場合も同様といたします。

第6条(費用の負担)

私(子ども)及び連帯保証人は貴社が債権保全のため要した費用並びに、第3条、第4条及び第5条によって取得された権利の保全、行使又は担保の保全若しくは処分及び担保権の移転に要した費用を負担いたします。この費用は訴訟費用及び弁護士費用を含みます。又は担保の保全若しくは処分に要した費用を負担いたします。この費用は訴訟費用及び弁護士費用を含みます。

第7条(求償金等の弁済)

貴社が金融機関からの請求により代位弁済したときは、私(子ども)、連帯保証人は貴社が金融機関に弁済した債務の元金は勿論、利息、損害金、費用等すべてを直ちに貴社に持参又は送金して支払います。私(子ども)、連帯保証人が支払った弁済金が保証委託契約に基づく貴社に対する全ての債務を消滅させるのに足りない場合貴社が適当と認める順序、方法により充当することができるものとします。

第8条(届出事項)

- 1.私(子ども)、連帯保証人、及び担保提供者は、氏名・住所・電話番号・勤務先その他届出事項に変更があったとき、また私(子ども)、または連帯保証人について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始され、もしくは任意後見人の選任がなされたときは、直ちに貴社に書面で届けるものとします。また、私(子ども)または連帯保証人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けるものとします。
- 2.私(子ども)、連帯保証人、または担保提供者が前項の届出を怠ったために、貴社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。また、届出を怠ったために私(子ども)連帯保証人、または担保提供者に生じた損害について貴社は責任を負わないものとします。

第9条(報告・調査および通知)

- 1.私(子ども)、連帯保証人、または担保提供者は、貴社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに私(子ども)、連帯保証人、または担保提供者の資産・収入・信用状況等について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。この調査にあたり、貴社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。
- 2.私(子ども)、連帯保証人、または担保提供者は、前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じる恐れのあるときは直ちに貴社に通知しその指示に従います。
- 3.債権保全上の理由で貴社が必要と認めた場合、貴社または貴社が委託する者が、私(子ども)、連帯保証人、または担保提供者の住民票等を取得できるものとします。

第10条(公正証書の作成)

私(子ども)、連帯保証人、または担保提供者は、貴社の請求があるときは、いつでも公証人に委託してこの契約による債務の承認および強制執行の認諾条項のある公正証書の作成に関する一切の手続を行い、費用を負担いたします。

第11条(危険負担・免責条項)

私(子ども)及び連帯保証人は、証書等の印影を私(子ども)及び連帯保証人の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引されたときは、証書等の印章について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私(子ども)の負担とし、証書等の記載文書にしたがって責任を負います。

第12条(手数料及び保証料)

- 1.本件保証に伴う基本手数料として貴社所定の金額をお支払いいたします。尚、繰上げ返済した場合、返戻されないことに同意いたします。
- 2.保証料については、保証金額・保証期間に応じた額を貴社所定の料率による計算・方法によりお支払いいたします。又、保証期間(支払期間)を延長した場合も同様といたします。
 - ①保証料一括払い方式の場合は、保証料を前払いいたします。
 - ②保証料分割払い方式の場合は、金融機関が借主の支払った利息及び支払うべき利息の中から保証料を支払うことに同意いたします。

第13条(返戻保証料及び繰上完済に伴う保証解約料)

1. 保証料一括払い方式の場合、私(私ども)が被保証債務を繰上げ完済した場合の返戻保証料は、貴社所定の計算方法でお返しただいて異議ありません。
2. 繰上完済に伴う保証解約料
前第1項で私(私ども)が被保証債務を繰上げ完済した場合は、保証解約料として返戻保証料の30%相当額をお支払いいたします。その場合、返戻保証料より差引かれても異議ありません。

第14条(求償権の回収委託及び譲渡)

1. 私(私ども)、連帯保証人、または担保提供者は、貴社が必要と認めるときは貴社の一切の債務の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき、法務大臣より営業許可を受けた債権管理会社に委託することに同意いたします。
2. 貴社は将来、私(私ども)及び連帯保証人、または担保提供者に対して有する債権を、第三者に譲渡もしくは担保に提供できるものとします。その場合、私(私ども)、連帯保証人、または担保提供者は、貴社に対して相殺、同時履行、無効・取消・解除・弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄いたします。

第15条(第三者弁済)

私(私ども)及び連帯保証人は、第三者による弁済申出があった場合に、私(私ども)及び保証人の意思に反しないものとして取扱うことに同意いたします。

第16条(債務者情報の確認)

1. 連帯保証人は、私(私ども)から民法465条の10第1項に定める次の各号の情報の提供を受けたことを表明し、保証いたします。
 - ①財産及び収支の状況
 - ②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとしているものがある時はその旨及びその内容
2. 私(私ども)は、連帯保証人に対して提供した前第1項各号の情報が真実かつ正確であることを表明し、保証いたします。
3. 私(私ども)は、連帯保証人に対して提供した前第1項各号の情報が真実かつ正確でなかったことより、貴社に損害が生じたときは、その責任を負うものいたします。
4. 私(私ども)は、連帯保証人に対して提供した前第1項各号の情報が真実かつ正確でなかった場合には、金融機関の請求により、借主が金融機関に対して負っているすべての債務の期限の利益を喪失するものいたします。

第17条(反社条項)

1. 私(私ども)、連帯保証人、または担保提供者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)
 - ②暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑥役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私(私ども)、連帯保証人、または担保提供者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 私(私ども)、連帯保証人、または担保提供者が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私(私ども)との取引を継続することが不適切である場合には、貴社が保証債務の履行を免れる、もしくは第3条の代位弁済前といえども貴社が、何ら通知、催告を要せず、求償権を事前に行使するとも何ら異議を申し立てません。
4. 第2項もしくは第3項の規定の適用により、私(私ども)、連帯保証人、または担保提供者に損害が生じた場合にも、貴社に何らの請求をいたしません。また、貴社に損害が生じたときは、私(私ども)、連帯保証人、または担保提供者がその責任を負います。
5. 上記第1項から第4項までの条項は、私(私ども)、連帯保証人、または担保提供者がすでに貴社と取り交わしている保証委託契約にも同様に適用されることに同意いたします。

第18条(管轄裁判所の合意)

私(私ども)及び連帯保証人は、本契約に関しての訴訟、調停及び和解については、貴社本店の所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意いたします。

第19条(約款の変更)

1. 本約款の各条項その他の条件は、民法548条の4の定めに従い、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、貴社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものいたします。
2. 前第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものいたします。